(様式５)終了事業後評価調書　（ 評価年度　令和02 年 ）　（ 最終年度中間評価　令和01 年 ）　評価確定日(　令和02　年　04　月　28　日)

事業ｺｰﾄﾞ	6010101	政策コード	02	政 策 名	社会の変革へ果敢に挑む産業振興戦略				
事 業 名	あきた産学官金総結集新産業創出事業	施策コード	01	施 策 名	成長分野の競争力強化と中核企業の創出・育成				
		指標コード	06	施策目標(指標)名	県内外の知見を取り込んだ科学技術の活用				
部 局 名	産業労働部	課 室 名	地域産業振興課	班名	科学振興・産学官連携班	(tel) 2247	担当課長名	羽川　彦禄	担当者名 根田　好倫

評　価　対　象　事　業　の　内　容　事業年度　平成28年度　～　令和01年度

１－１．事業実施の背景（施策目標の達成のためになぜこの事業が必要であったのか）

産学官連携の取組については、県や秋田大学、秋田県商工会連合会など県内４０機関が参画する「秋田産学官ネットワーク」が中心となって、新技術や新商品を持続的に創出する体制づくりを目指して、研究シーズと企業のマッチング、人材育成や技術支援活動等を進めている。こうした取組により、組織や分野を超えた人的ネットワークが拡大して産学官連携による研究開発等が促進されてきたが、県内において大学や公設試験研究機関等と共同研究を実施する体制にある研究開発型企業を増加させ、産学官連携に取り組む裾野を広げていくことが重要となっている。

１－２．外部環境の変化及び事業推進上又は完了後に明らかになった問題点

地域産業振興の中核となる高度な技術や大規模な事業は域内だけで完結することが困難となってきており、域外連携を積極的に進める必要がある。また、研究機関における研究資金不足が全国的な課題となっており、民間資金の調達が重要となっている。

２．住民満足度の状況(事業終了後に把握したもの)

①満足度を把握した対象　■ 受益者　□ 一般県民　**（時期：** R02　**年**　03　**月）**

②満足度の把握方法

□アンケート調査　□各種委員会及び審議会　■ヒアリング　□インターネット

□その他の手法　（具体的に　　）

③満足度の状況

実用化、商品化には至らなかったが、IL-12抗体を用いたタンパク質レベルでの解析方法やCFRP複合材への導電性付与といった要素技術について一定の研究開発成果を上げることができ、それらを特許出願することができた。

３．事業目的（どういう状態にしたかったのか）

県外研究機関との共同研究を進めることで、新技術を県内に誘導し、新事業の創出に貢献する。また、民間等からの研究資金調達を支援することにより、県民の期待に応える研究開発を推進する。

４．目的達成のための方法

①事業の実施主体

県

②事業の対象者･団体

県内企業、商工団体、大学、金融機関、公設試験研究機関等

③達成のための手段

首都圏等の大学などのユニット研究室を本県に誘致して県内企業や大学・公設試等との共同研究を進める事業や産学官連携により実用化に近づいた研究を進めている県内大学や公設試の研究員について、クラウドファンディングの手法を通じて支援する事業などを実施して、県内において産学官連携に取り組む裾野を広げていく。

５．前回評価における指摘事項等

①指摘事項

②指摘事項への対応

６．事業の内容

①事業概要及び推進状況

大学や企業、地域との共同研究やマッチング等を通じて産業活性化を促進するための新たな事業を展開し、産学官連携を推進していく。　首都圏の研究機関との共同研究により一定の研究成果が得られた。プロジェクトメンバーによる共同研究継続に向けた新たな資金調達の動きが見られる。また、開発した技術を新たな県内企業も加えてその活用について様々な頃路未来戦略課　根田がなされている。

②事業費等　単位（千円）

内　訳		当初計画事業費	最終事業費
ユニット研究室を核とした産業活性化推進事業		70,262	59,966
アクティブ・リサーチャー支援事業		8,730	2,920
		0	0
		0	0
		0	0
事業費計		78,992	62,886
財源内訳	国庫補助金	31,566	23,302
	県債	0	0
	その他	0	0
	一般財源	47,426	39,584

③当初計画及び最終の事業費比較

最終事業費／当初計画事業費　=(　0.8　)

７．事業の効果及び課題の改善状況

首都圏の研究機関との共同研究が進められ、プロジェクトメンバーである大学や工業高等専門学校等から特許が出願されるなど新たな事業の芽となるコア技術が開発された。また、クラウドファンディングを通じて資金調達に成功するなど新たな資金調達の手法についても研究者に認知されるようになった。

８．事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

指標Ⅰ

指標名	ユニット研究室の誘致件数	指標の種類
指標式	本事業の開始後に誘致したユニット研究室の数（累計）	●成果指標 ○業績指標

①年度別の目標値（見込まれる効果）　低減目標指標　○ 該当　● 非該当

指　標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	01年度	全体
目標a					4	4	4	4
実績b					2	4	6	6
b／a					50%	100%	150%	150%

②データ等の出典　あきた未来戦略課・地域産業振興課調べ

③把握する時期　● 当該年度中 03 月　○ 翌年度　　月　○ 翌々年度　　月

指標Ⅱ

指標名	本事業により新たに取り組まれた共同研究の件数	指標の種類
指標式	本事業により新たに実施された共同研究の件数（累計）	●成果指標 ○業績指標

①年度別の目標値（見込まれる効果）　低減目標指標　○ 該当　● 非該当

指　標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	01年度	全体
目標a					10	16	16	16
実績b					5	10	15	15
b／a					50%	62.5%	93.8%	93.8%

②データ等の出典　あきた未来戦略課・地域産業振興課調べ

③把握する時期　○ 当該年度中　　月　● 翌年度 04月　○翌々年度　　月

◎指標を設定することができなかった場合の効果の把握方法

①指標を設定することが出来なかった理由

②成果(見込まれる効果)

所管課の評価

		評価結果
有効性の観点	住民満足度の状況　●a　○b　○c 【ｂ又はｃの場合の分析】 事業の効果　適用の可否 ● 可　○ 不可 ○ａ 達成率100%以上　●ｂ 達成率80%以上100%未満　○ｃ 達成率80%未満 【ｂ又はｃの場合の理由】 交付金を活用して複数年に渡り新たな研究室の誘致をすることはできなかったが、事業開始当初に誘致した研究室により高度な専門知識を有する研究者と県内の企業、研究者が継続的に研究開発活動を進めることができ、概ね目標を達成している。	○A ●B ○C
効率性の観点	事業の経済性の妥当性　適用の可否 ● 可　○ 不可 ● ａ 1.0～　○ｂ 0.8～1.0　○ｃ ～0.8 （事業終了後の効果／最終事業費）／（当初計画時の効果／当初計画事業費）＝ 1.11 【評価への適用不可、又はｂ、ｃの場合の理由】 Ⅰ＝1.88（＝(6/62,886)／(4/78,992)）　Ⅱ＝1.18（＝(15/62,886)／(16/78,992)）	評価結果 ●A 1.0～ ○B 0.8～1.0 ○C ～0.8
総合評価	○Ａ（妥当性が高い）　●Ｂ（概ね妥当である）　○Ｃ（妥当性が低い） 県内企業の課題解決に向けて、これまであまり実施されてこなかった首都圏の研究機関等と連携した共同研究開発に取り組み、その技術力の底上げを図ることに成功した。また、物質材料研究機構や東工大といった高度な専門知識を有する人材とのネットワークの構築、知的財産権（特許権出願）の権利化にも貢献するとともに、県内企業による商品化を目指した試作②も取り組み今後の製品化に向けた足がかりができた。	

評価結果の類似事業への反映状況等(対応方針)

政策評価委員会意見

終了事業事後評価判定点検表

（様式５－１）

(１)各評価項目の判定基準

観 点	評価項目		判定基準	配点	1次	2次	評価結果	
ア有効性	一 住民満足度等の状況	a	住民満足度等を的確に把握しており、満足度も高い	2	2		A:有効性は高い（4点） B:有効性はある（1～3点） C:有効性は低い（0点）	
		b	住民満足度等を把握しているが、手法が的確でない又は満足度が高くない	1				
		c	住民満足度等を把握していない	0				
	二 事業目的の達成状況	a	目標値に対する達成率が全て100%以上	2	1			
		b	ａ、ｃ以外の場合	1				
		c	目標値に対する達成率のいずれか一つが80%未満	0			１次	２次
	計			4	3		B	
イ効率性	一 事業の経済性の妥当性	a	当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値（注）が全て1.0以上	2	2		A:効率性は高い（2点） B:効率性はある（1点） C:効率性は低い（0点）	
		b	ａ、ｃ以外の場合	1				
		c	当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値のいずれか一つが0.8未満	0			１次	２次
	計			2	2		A	

（注）事業経済性の算定式

（事業終了後の効果／最終事業費）　／　（当初計画時の効果／当初計画時事業費）

上式で、効果とは事業の効果を把握するために設定した指標の実績値をいう。なお累積の実績値を設定している場合は、前年度からの差し引きによる「単年度増加分」を実績値として用います。

(２)総合評価の判定基準

総合評価の区分	判　定　基　準	総合評価	
A（妥当性が高い）	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合	B	
B（概ね妥当である）	総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合		
C（妥当性が低い）	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合		